

令和6年2月5日
 清掃・リサイクル部
 砧清掃事務所

議会の委任による専決処分の報告
 (車止め用ポール等損傷事故に係る損害賠償額の決定)

1 事故の概要

- (1) 発生日時 令和5年9月18日(月) 午前11時10分頃
 (天気: 晴れ)
- (2) 発生場所 世田谷区上北沢1丁目22番24号
 プラウド上北沢ディアージュ
- (3) 相手方 乙(世田谷区上北沢1丁目22番24号
 プラウド上北沢ディアージュ管理組合)
- (4) 事故内容 世田谷区(以下「甲」という。)砧清掃事務所の職員が、収集作業のため清掃車両をマンション敷地内の歩道状空地上に乗り上げた際、マンション駐車場から出庫しようとする車に気付き、それを回避しようとして、歩道状空地に設置された車止め用ポールに清掃車両の左フロントタイヤを接触させた。その結果、車止め用ポールが傾くとともに、車止め用ポールの周りの舗装材が破損した。



(5) 損傷の程度 甲 人身：なし
 物損：なし
 乙 人身：なし
 物損：車止め用ポール及び舗装材の破損

(6) 過失割合 甲 10割 ・ 乙 0割

2 乙への損害賠償額 278,300円
 (自動車保険により全額補てんされる。)

3 専決処分日 令和6年1月19日